

平成29年2月

各位

日本被服工業組合連合会

消費税表示カルテルの失効期限の再延長について

(平成33年3月31日まで再延長)

弊連合会では、消費税見直しに伴う円滑かつ適正な転嫁のために、「表示税表示カルテル」組成して、平成25年10月7日公正取引委員会事務総局へ届出をしております。更に、同年12月5日には、ユニフォーム業者120名もカタログに「本体価格+消費税」と表示する「表示カルテル」を組成して、同委員会へ届出をしております。

この度、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律」(平成28年11月18日成立。同月28日公布)の施行により、表示カルテルの失効期限が平成30年9月30日から平成33年3月31日に再延長されました。

(消費税の引上げ時期は平成31年10月1日へ延期されました。)

弊連合会は、引き続き消費税の円滑かつ適正な転嫁の取り組みを実施いたしますので、関係各位におかれましては、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。